

4. 災害時医療救護活動の体制

災害発生時の状況に応じて、医療救護活動と保健活動を合同で実施する体制を構築します。

(1) 活動の基本

①地震発生直後～超急性期（72時間以内）

市医師会災害対策本部（市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会で構成）、市の災対健康福祉部及び市内の災害医療支援病院（国分寺病院、国分寺内科中央病院）が中心となり、負傷者への対応を行います。

②急性期以降（72時間以降）

医療的な支援が必要な被災者（避難所・在宅の避難者）への対応を行います。市外からの医療チーム等の応援を活用した活動に移行します。

(2) 医療救護活動の拠点

①保健医療活動拠点（いずみプラザ）

保健活動及び医療救護活動に関する情報収集・調整・統括を合同で行います。保健医療指揮所を市役所（災害対策本部室）に設置し、連絡・調整機能の一部を担います。

②災害薬事センター（いずみプラザ）

医薬品、医療資器材を供給する拠点です。設置・運営は市薬剤師会に委任されます。

③医療救護所

●緊急医療救護所（いずみプラザ）

発災後72時間以内（超急性期）にトリアージと応急処置の拠点として設置されます。

●避難所医療救護所（地区防災センター（市立中学校））

72時間以降（急性期以降）に避難者の診療、服薬指導等の拠点として設置されます。

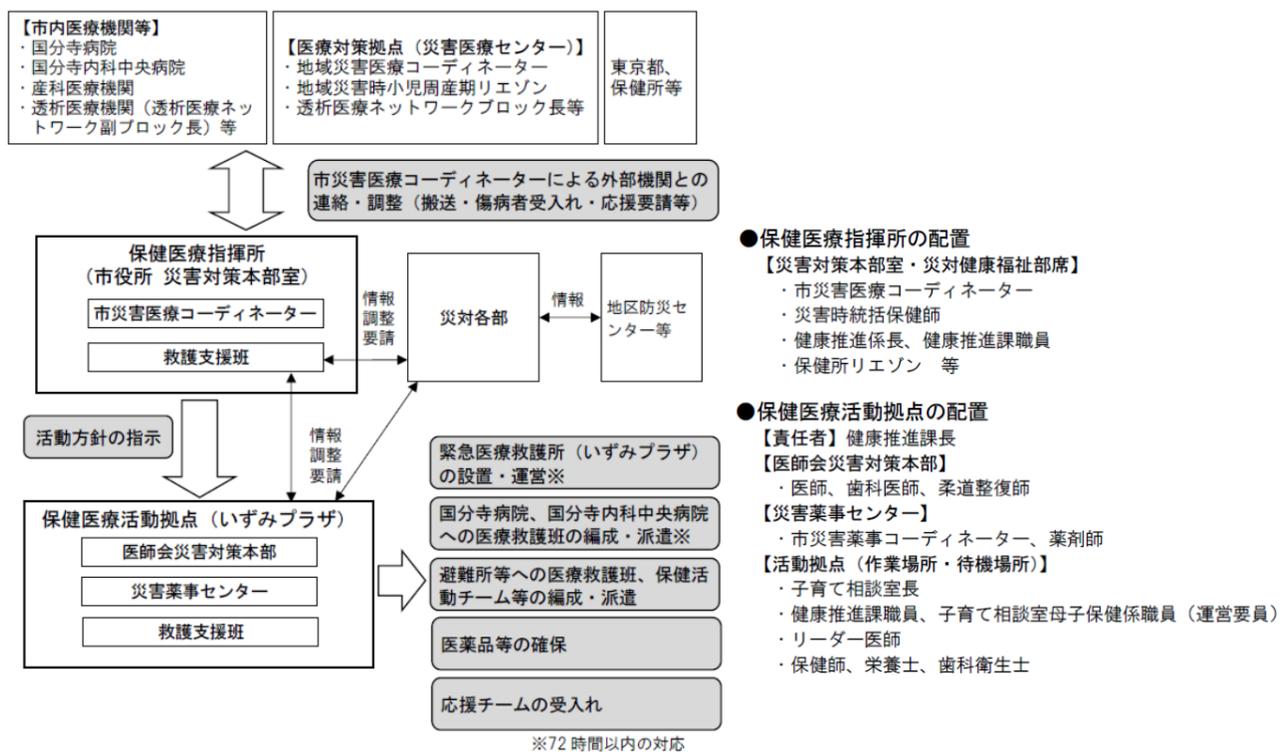


図1 保健医療活動拠点の概念図

国分寺市災害医療救護計画【概要版】

1. 計画の目的と位置づけ

国分寺市災害医療救護計画（以下「本計画」という。）は、国分寺市において大規模な地震、風水害等が発生し、地域の医療機能が低下した場合に、市民の生命を守るために必要な医療救護活動を定めたものです。

本計画は、国分寺市地域防災計画における医療救護対策を具体化したもので、国分寺市災害時保健活動計画と密接な関連性を有しています。また、東京都の「災害時医療救護活動ガイドライン」等の各種計画の枠組みの中で活動します。

2. 適用範囲

(1) 対象とする災害

本計画は、首都直下地震等の大規模地震及び台風等の大雨による風水害により、地域の医療機能が低下した場合を対象とします。

(2) 医療救護活動の対象者

本計画の対象者は、概ね次のとおりとします。

- ① 建物等の倒壊、火災等による負傷者（発災～超急性期（概ね72時間まで））
- ② 医療的な支援が必要な被災者（避難所・在宅の避難者）（主に急性期（72時間以降。超急性期においても緊急対応が必要な場合がある。））
- ③ その他、医療機能が低下し通常の医療を受けることができない者

(3) 対象期間

地震災害では発災直後から医療機能が復旧するまでの約1か月程度を対象とし、東京都の「災害時医療救護活動ガイドライン」に基づき次の6つのフェーズに区分します。

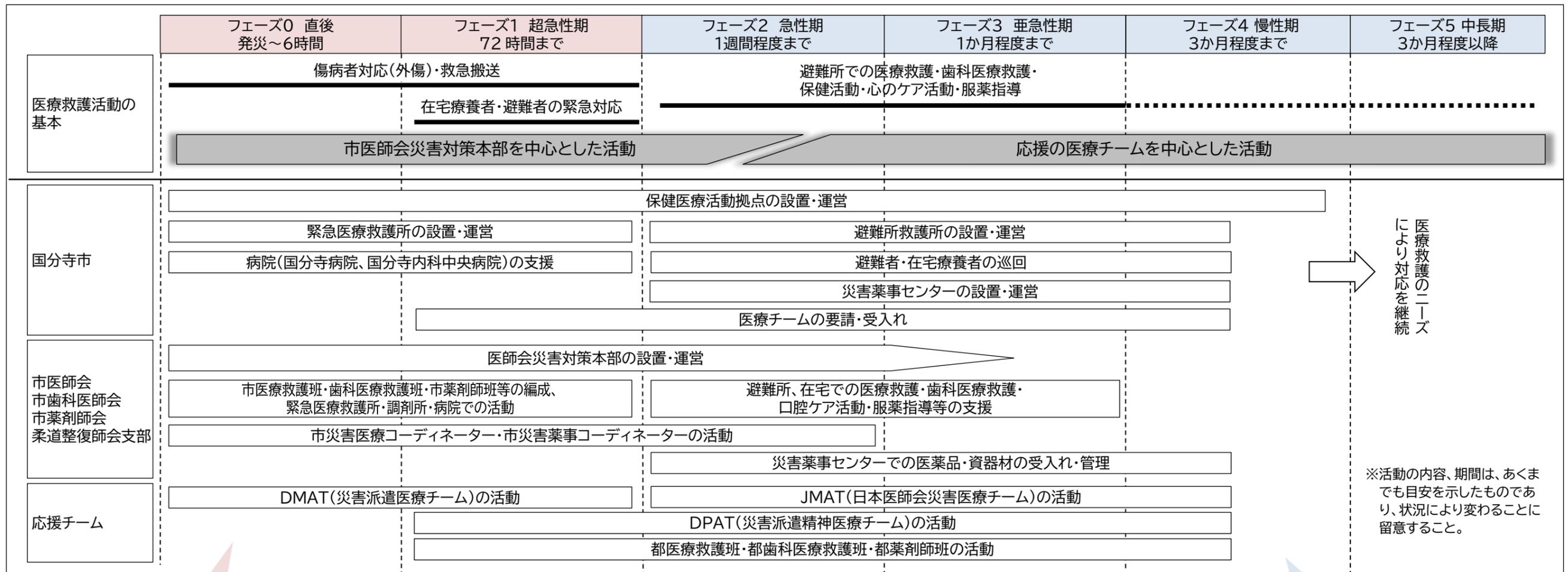
風水害では事前避難の段階から、医療機能が復旧するまでの期間とします。

表1 フェーズ区分の想定期間と状況

区分	想定期間	状況	医療ニーズ
0 発災直後	発生～6時間	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	救命救急のニーズ 外傷治療
1 超急性期	6時間～72時間	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況	
2 急性期	72時間～1週間程度	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	被災者の健康管理等 慢性疾患治療
3 亜急性期	1週間～1か月程度	地域医療、ライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	
4 慢性期	1か月～3か月程度	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関及び薬局が徐々に再開している状況	
5 中長期	3か月程度以降	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況	

3. 災害時医療救護活動の概要

地震発生直後の対応（超急性期：72時間以内）は、建物等の倒壊、火災等による傷病者への対応を基本としつつ、緊急に医療的支援が必要な被災者への対応も行います。急性期（72時間）以降は、避難生活が長期化するため、避難者及び在宅避難者の健康管理を中心とした医療救護活動が中心となります。



地震発生直後(超急性期:72時間以内)の傷病者への対応の基本

- 緊急医療救護所の設置
概ね発災から72時間以内は、いずみプラザに緊急医療救護所を設置し、傷病者への対応を行います。また、調剤所をいずみプラザ内に開設し、市薬剤師班が診療に必要な医薬品の処方や一般用(OTC)医薬品等の交付を行います。
- 建物等の倒壊、火災等による傷病者
病院又は市が設置する緊急医療救護所等で、トリアージ(多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること)を行い、重症者(赤)・中等症者(黄)・軽症者(緑)に区分し、それぞれに対応した処置を行います。重症者・中等症者は、災害拠点病院・災害拠点連携病院に搬送します。
- 緊急に医療的支援が必要な被災者
避難直後から、避難所等で体調を悪化させた避難者、在宅療養者、妊産婦等への緊急の医療的支援を行います。地区防災センターからの連絡、保健活動チームによる避難所の調査により情報を把握し、必要な医療救護班等を派遣して対応します。

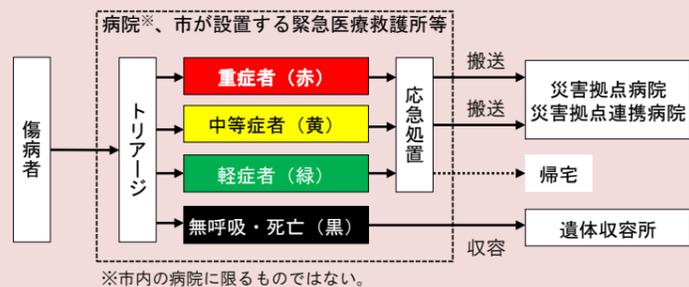


図2 超急性期の傷病者への対応

避難者への医療救護(主に急性期以降:72時間以降)

- 避難所での医療救護
避難所医療救護所を地区防災センターとなる中学校に設置します。市災害医療コーディネーターの助言等により、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等が避難所医療救護所を巡回します。
- 歯科医療救護
歯科医療救護所をいずみプラザに設置し、歯科治療、口腔ケアの指導を行います。避難所を巡回して対応することもあります。
- 保健活動・心のケア活動
被災者の健康相談、感染症等の疾病予防を行うため、保健活動チーム(保健師、栄養士、歯科衛生士等)を編成して避難所等に派遣します。また、都に対しDPATの派遣を要請し、精神科医療活動や地域精神保健活動を行います。
- 巡回服薬指導
避難所の被災者の服薬状況を調査し、服薬指導を行います。薬事に関する相談に応じ、医薬品等の交付が必要な患者に対して適切な指導を行います。
- 特殊医療対策
人工透析患者、在宅人工呼吸器使用者、在宅酸素療法患者、妊産婦等について、各機関と連携し、情報収集、受入れ医療機関の確保及び移送等の支援を行います。

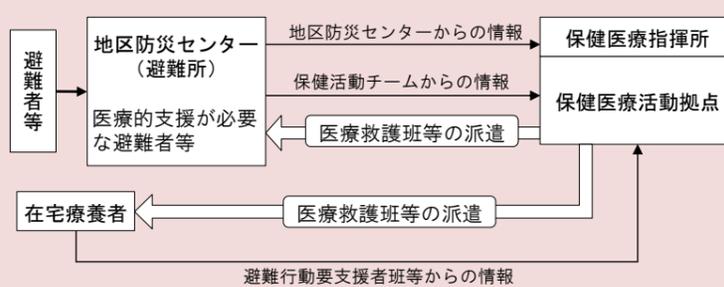


図3 超急性期の医療的支援の対応